

## 人吉市被災市街地復興特別措置法第7条許可取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号。以下「法」という。）第7条の規定による許可の取扱いに関して、必要な事項を定めるものとする。

(申請書の受理)

第2条 人吉市（以下「市」という。）は、申請者から法第7条第1項の規定に基づく許可申請書（様式第1号）が提出された場合には、次に掲げる事項に留意して受け付けるものとする。

- (1) 当該申請に係る建築行為等が、法第7条第1項ただし書に掲げる行為である場合は受け付けないものとする。
- (2) 当該申請に係る建築行為等の行われる土地が、法第7条第3項に規定する区域又は地域内であるか否かの審査を行うものとする。
- (3) 許可申請書に添付すべき図書として、被災市街地復興特別措置法施行規則（平成7年建設省令第2号）に規定するもののほか、次の図書の提出を求めるものとし、添付すべき図書について、周知を行うものとする。ただし、市長が、これらの図書を得ることができない正当な理由があると認める場合においては、この限りでない。

ア 土地の形質の変更に当たっては、次に掲げる図書

- ㊦ 位置図（申請地が明確に確認できる図面）
- ㊧ 区域図（当該行為を行う土地の区域を表示する図面で縮尺1/2, 500以上のもの）
- ㊨ 設計図（縮尺1/1, 000以上のもの。法第7条第2項第1号イに該当する行為に限る。）

イ 建築物の新築、改築又は増築に当たっては、次に掲げる図書

- ㊦ 位置図（申請地が明確に確認できる図面）
- ㊧ 平面図（縮尺200分の1以上の図面）
- ㊨ 配置図（敷地内における建築物の位置を表示する図面で縮尺1/500以上のもの）
- ㊩ 断面図（2面以上の建築物の断面図で縮尺1/200以上のもの。法第7条第2項第2号ロ又はハに該当する行為に限る。）

- (4) 前号ア ㊨の設計図は、土地の形質の変更ににおける公共の用に供する施設の位置及び形状を当該土地の形質の変更ににより新設し、又は変更される部分と既設のもので変更されない部分とに区別して表示したものでなければならない。

(申請書の審査)

第3条 法第7条第2項の許可基準に該当するものについては許可する。  
ただし、当該基準に該当しないものについては、次に掲げる事項を勘案し、許可又は不許可の判断を行うものとする。

- (1) 申請に係る建築行為等が復興事業の施行の支障となるか否か。
- (2) 申請に係る建築行為等が被災市街地復興推進地域として定める区域の内外にわたる場合、復興事業が事業化されるときに、それらを分離することが容易であるか否か。

(許可等)

第4条 許可又は不許可の決定をする場合、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 申請に係る建築行為等が、他の法令等による規制等の適用を受けるものである場合は、関係法令等の所管担当課及び所管行政機関と連絡を密にするものとする。
- (2) 法第7条第4項の規定により条件を付ける場合は、申請に係る行為の種類に応じて復興事業の施行上必要な範囲に限り、許可者に不当な義務を課することのないよう十分留意するものとする。

2 市は、第3条の審査結果について、許可通知（様式第2号）又は不許可通知（様式第3号）を作成し、当該申請の申請者に通知するものとする。

(土地の買取り等)

第5条 法第8条第1項の規定による申出に基づき、同条第3項の規定による土地の買取りの申出の相手方を定めるときは、その旨を公告しなければならない。

2 法第8条第3項の申出を受けたときは、遅滞なく、当該土地を買い取る旨又は買い取らない旨を当該土地の所有者にしなければならない。

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年7月21日から施行する。